○文部科学省告示第二十九号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号、大学院設置基準第三十三条第三項及び第四十二条第一項第一号ロ並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第四十五条第一項第一号ロの規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる改正規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第二条　［略］ 一　［略］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　連携開設科目、共同教育課程、学部との連続性に配慮した教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理 ロ～ホ　［略］ 三・四　［略］ 五　学部との連続性に配慮した教育課程　大学院設置基準第十一条第三項又は専門職大学院設置基準第六条第四項に規定する学部との連続性に配慮した教育課程をいう。 六・七　［略］ （認定の基準） 第三条　［略］ 一～五　［略］ 六　［略］ イ　［略］ ロ　参加大学における連携開設科目の開設、共同教育課程又は学部との連続性に配慮した教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項 ハ・ニ　［略］ 七～十三　［略］	（定義） 第二条　［同上］ 一　［同上］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理 ロ～ホ　［同上］ 三・四　［同上］ ［号を加える。］ 五・六　［同上］ （認定の基準） 第三条　［同上］ 一～五　［同上］ 六　［同上］ イ　［同上］ ロ　参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項 ハ・ニ　［同上］ 七～十三　［同上］

（公示） 第五条　［略］ ２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、学部との連続性に配慮した教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。	（公示） 第五条　［同上］ ２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。